

## ビワマス遊漁にかかる承認制度の有料化の検討について

### 1 経緯

- ・平成 25 年 12 月に遊漁者数や遊漁船の隻数の上限を定めた承認制を開始。
- ・同指示後においても遊漁者によるビワマス採捕量は増加したため、平成 28 年 12 月に人数制限を撤廃するとともに遊漁期間を従前の 12 月 1 日～9 月 30 日から、12 月 1 日～6 月 30 日へ短縮。
- ・遊漁者数が依然増加傾向のため、R2-3 シーズンからは持ち帰り尾数制限（1 承認 1 日当たり 5 尾まで）を設定。
- ・R4-5 シーズンからは、プレジャーボート承認数は申請が 1,900 件に達した日までに受け付けた数以内としたうえ、船上でのキープ尾数を 5 尾以内と設定。
- ・これまで、遊漁者には経費の負担を求めてこなかった。

### 2 これまでの議論・意見

- ・第 591 回委員会（令和 4 年 9 月）では、委員からの遊漁者に経費を負担させるべきではないかとの質問に対し、料金を徴収することについて今後議論していくと回答。
- ・令和 2 年の遊漁者を対象としたアンケートにおいて、自由記載の意見がのべ 334 件あり、そのうち 60 件が有料化に関するものであった。そのすべてが有料化を容認または希望するものであった。

### 3 経費負担の考え方と課題

- 漁業法に基づいて増殖経費の一部を遊漁者から徴収することができるのは、内水面第 5 種共同漁業権にかかる遊漁料のみ。琵琶湖海区において法に基づき義務的に徴収することは不可能であることから、協力金として徴収する他ない。

#### 【課題】

- ・遊漁者から増殖経費を徴収することに対する漁業者の合意形成が必要
  - ・徴収の仕組みづくり（誰が徴収するか、払う者・払わない者）  
→継続した議論が必要。
- その他、事務的経費について負担を求める場合は、承認手数料としての徴収が考えられる。